

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和 3 年 2 月 26 日付けでした重度心身障害者手当受給資格消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

I Q 1 4 の最重度の知的障害であって、日常生活活動について、服の着脱、食事、トイレも含めて一人では困難な状態で、常時多くの介助と援助が必要で危険認知もなく外出移動には付き添いが必要であり、精神的に安定しない為、家の外には外出できなくて、通所施設に通所することもできなくて、社会的ひきこもり状態であり、手の指の皮むき自傷、家族（親、祖母）に対しての他害もひどく、薬物療法を必要とする。家にひきこもっているから精神的に安定しているわけではなく、外に出れないことが精神的に配慮を必要とし、常時家での配慮、援助、介助、見守りを必要とし、

一人で家にいることも危険な為、家族の監視が必要。昼夜逆転の生活にもなり、精神的にも乱れている。外出することに恐怖や精神的に不安を感じる為、外出する（1人で家を飛び出すことはない）ことはないが、今回のように判定を受けなくてはならない、どうしても外出しなくてはいけない時は、前日の晩は荒れ、興奮し、自傷、他害の為、薬の量が増える。なので、消滅理由の「重度の障害を有しなくなったため」ではない。重度の障害を有し続けている。

また、診断書の記載内容は、判定時に、嫌なことがある時のことだけを聞かれ、パニックになった時のことを聞かれなかったが、パニックになった時は、以前と変わらず、母や祖母を叩く、蹴る、頭突きをするなどがあり、かべに穴をあけることもあった。そして、自分の頭を叩いたり、抜毛もあって、改善したわけではない。著しい興奮については、聞かれていない。2時間程度の留守番については、祖母と2人での留守番のことであり、箸の使用については、訓練箸をスプーンのように2本あわせて使うものである。母親が介助して物をこまかくして食べるなどの内容は聞かれていない。重度の知的障害に加え、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態である。

今までもらっていて、今の状況を見ても、変わっていないというか、よくなっていない。その時点でよくなったと判断されたけれど、それから1年ぐらいたっているが、もらっていたときともらっていないときと今と、特に変わっていない。むしろ、コロナの影響もあり、ひきこもり状態もひどくなり、他害、自傷も今ひどい状態だ。なので、自分としては、何でだろうなというのが強くあって、その期間にもらえなかったことを不服として申立てをしている。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4年 5月 10日	諮問
令和 4年 7月 29日	審議（第68回第2部会）
令和 4年 8月 26日	審議（第69回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 処分庁は、必要があると認めたときは、重度手当の受給者が、現に、条例別表に定める程度の重度の障害の状態にあるか否かについて判定を受けさせることができるとされている（条例5条2項）ところ、その認定手続は、所長が上記判定を行った後、その判定結果を処分庁に報告し（規則7条1項及び2項）、処分庁は、所長の報告に基づいて受給資格の有無を認定することとされ、その具体的な取扱いについては、東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和48年8月1日付48民障福第425号民生局長決定（以下「本件要領」という。））によるものとされている。
- (2) そして、重度手当の支給要件については、条例別表に定める程度の障害のいずれかに該当することが必要とされているとこ

る（条例２条）、請求人については、重度の知的障害を有すると認められるものの、身体の障害を有するとは認められないため、条例別表２号及び同３号には該当しないことから、条例別表１号に定める程度の障害（重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの）に該当するか否かに関して、受給資格の判定が行われたものである。

- (3) 本件要領によれば、「手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者をいう。すなわち、一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳１～２級、愛の手帳１～２度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いとされた重度心身障害者ともいうべき者」とされている（本件要領第２・３・(1)）。そして、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護をいう」ものとされている（本件要領第２・３・(2)）。
- (4) また、本件要領によれば、条例別表１号に規定する対象者は、「重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する者」で、「ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張

を伴う複雑な配慮を必要とする状態」のいずれかの状態にある者とされている（本件要領第2・3・(3)）。

そして、本件要領第2・3・(3)・イに規定する「適応行動面で著しい障害」とは、具体的には、次の（ア）から（ウ）に掲げるものをいうとされている（東京都重度心身障害者手当における障害要件について（平成11年3月18日付10福障在字第1238号。東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。））。

（ア）問題行動

- ・ 激しい自傷、他害、器物損壊など
- ・ 著しい不潔行為（便こね、放尿等）
- ・ 異食、放火、多動を含めた危険認知不十分な行動
- ・ 激しい興奮（パニック、奇声、飛び跳ね、飛び出し等）
- ・ 日常生活に支障をきたす程のこだわり
- ・ 睡眠障害、拒食など生活習慣の著しい偏り

（イ）精神症状

- ・ 躁鬱の波が激しい
- ・ 分裂病様の奇妙でまとまりのない行動、自発性の低下
- ・ 強迫行動のため日常生活に支障をきたす

（ウ）難治性のてんかん

(5) なお、本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 これを本件についてみると、所長は、本件医師が作成した本件診断書に基づき本件判定書を作成し、規則7条2項による判定結果の報告を、処分庁に対して行ったことが認められる。

そうすると、請求人が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、原則として本件判定書に反映されている本件診断書に記載された請求人の知的障害及び精神症状の状況により、条例別表に

定める程度の障害があるか否かを検討して行うのが相当と解される。

- (1) 本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる。」（別紙２・１）とされているものの、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有するとは認められない。」（別紙２・２）との診断がなされている。
- (2) そこで、まず、請求人の知的障害及び精神症状についてみると、本件診断書の「知的障害及び精神症状についての所見」（別紙２・３）欄には、「食事は箸を使用。更衣は概ね自立。排泄は大便のふき取り介助要。入浴、整容は仕上げが必要。」と記載されていることから、請求人が、「必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」にあるとまでは認めることはできない。

また、上記所見（別紙２・３）欄には、「現在は、嫌なことがあると母や祖母を叩いたり、手を強く握る程度で、著しい他害ではない。また、頻度も多くない。」、「慣れない場所に行ったり、嫌なことがあると、指の皮をむしるが、著しい自傷とはいえない。」、「以前は自分の頭を叩いたり、抜毛もあったが、それらは改善した。」、「令和元年冬からは通所自体ができなくなってしまい、家で過ごしているが、自分のペースで過ごしていれば、拒否をしたり、行動が止まることはない。」、「親せき宅に行ったり、家族や移動支援での外出などもできる。」、「外出先でトイレに入れなかったことはあるが、５分程度で必要な行動に移すこともできる。」、「欲しいものがあつたり、気になることがあると、何度も母に訴えてくるようだが、約束事を決め、それを伝えることで対応はできている。」、「著しい興奮、器物破損、不潔行為、食行動異常、睡眠障害は

認めず、2時間程度であれば留守番も可能である。」と記載されていることから、問題行動はあるものの日常生活に支障をきたす程のものとは認められず、さらに「てんかん発作もない。」と記載されていることから、請求人が、「適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」にまでは至っているとは認められない。

以上のことからすると、請求人は、重度の知的障害を有するものの、「必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」に至っているとまでは認められない。

そうすると、請求人は、本件要領第2・3・(3)ア又はイのいずれかの状態にある者とはいえず、常時複雑な介護（介護者が常に、肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護。本件要領第2・3・(2)）を必要とするような程度に至っているとまでは認めることは困難であるというほかはない。

したがって、請求人が、「日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する」（条例別表1号）とは認められないとする本件医師の診断（別紙2・2）に、格別不合理な点は認められない。

- (3) 以上のことから、請求人は、条例別表1号に定める「日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」に該当するとまで認めることは困難であり、請求人は重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であることから、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、請求人の知的障害及び精神症状について、第3のとおり、るる主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかしながら、重度手当の受給資格に係る判定は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであるところ、本件診断書に記載されている本件医師の診断に格別不合理な点は認められず（上記2・(2)）、本件処分は、請求人が条例別表1号に該当するものと判定すべき要素を欠いていると認定して、なされたものと認められる。

したがって、仮に、請求人の主張するような事情があったとしても、本件医師が診断した時点では条例別表1号に定める重度の障害があると認められないことは上記2で述べたとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙1及び別紙2（略）